

第6回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年10月13日（火）13時33分～13時55分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、佐藤委員、飛鳥委員、森委員、戸沢委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、田中委員、三上委員、平野委員

【事務局】 請園青森労働局長、細田労働基準部長、吉田賃金室長、成田賃金係長、長尾厚生労働事務官

4 開 会

賃金係長 では、ただ今より第6回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。
本日の委員の出欠状況ですが、齋藤委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。
本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴人の募集公示をしましたが、希望者はございませんでした。
なお、報道機関が入室しておりますことを併せてご報告いたします。
それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長 はい。それでは、よろしくお願いいたします。最初に、本日の議事録署名者を指名したいと思いますが、労働者委員からは赤間委員、使用者委員からは小笠原委員をお願いいたします。

（ 両委員から、了承の声 ）

5 議 事

（1）青森県特定（産業別）最低賃金専門部会長報告について

- ①青森県鉄鋼業最低賃金専門部会長報告
- ②青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会長報告
- ③青森県各種商品小売業最低賃金専門部会長報告
- ④青森県自動車小売業最低賃金専門部会長報告

石岡会長 本日は、産業別最低賃金4業種につきまして、金額改正の審議を進めたいというふうに思っております。
まずはじめに、各専門部会の審議が終了いたしましたので、各部会長か

ら報告をお願いいたします。ただ、電気機械器具等製造業以外は会長であるわたくしが部会長でもありましたので、部会長代理から報告をお願いいたします。

それでは、まず最初に電気機械器具等製造業の部会長でございました、また、他の二つの専門部会におきまして部会長代理を務めていただきました佐藤委員からお願いいたします。

佐藤委員　それでは、まずわたくしから、9月29日に審議されました青森県自動車小売業最低賃金及び9月30日に審議されました青森県各種商品小売業最低賃金、さらに、10月5日に審議されました青森県電気機械器具等製造業最低賃金について報告させていただきます。

はじめに、皆様のお手元に報告書の綴りが配布されていると思いますが、最初に4ページ目になると思いますが、資料の2番目にあります青森県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧くださいと思います。まず、報告書を読み上げさせていただきます。

青森県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和2年9月14日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

ということで、今の読み上げました次のページ、別紙1です。こちらに、最低賃金にかかわる項目がございますが、その中の4番目です。前号の労働者に係る最低賃金額ということで1時間864円ということです。その864円という最低賃金で、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

続きまして、さらに今の別紙1、別紙2の後の3枚目をお開きいただきたいと思っております

青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和2年9月14日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

続きまして、別紙1と別紙2になっておりますが、別紙1の項目の中の4をご覧くださいと思います。前号の労働者に係る最低賃金額1時間825円ということで、この金額で全会一致で結審しております。

また別紙1、別紙2に続いてですが、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和2年9月14日、青森地方最低賃金審議会において

付託された青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

ということで、別紙1をご覧くださいますと、その4番目です。前号の労働者に係る最低賃金額として1時間833円ということで全会一致で結審いたしました。

わたくしからの報告は以上です。

石岡会長 ありがとうございます。それでは続きまして、鉄鋼業専門部会の部会長代理を務めていただきました森委員から報告をお願いいたします。

森委員 はい。私の方からは、9月28日に審議された青森県鉄鋼業最低賃金について報告いたします。

別添資料の1番目に、青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書がございます。こちらの別紙1の4をご覧くださいますと最低賃金額が「1時間903円」ということで全会一致で結審しています。

部会長報告は以上ですが、各専門部会の審議の概要は事務局から提供されている資料3に示されているとおりでございます。また、資料No.5、6ページに、最低賃金改定の状況ということで令和2年度の最低賃金の改定状況が一覧となっております。

以上でございます。

石岡会長 はい。ありがとうございます。ただいまの「部会報告」等について、何かご質問はございますか。

(委員の間から、「特になし」の声)

(2) 青森県特定(産業別)最低賃金改正決定について

① 特定(産業別)最低賃金についての審議

石岡会長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。

ただ今、ご報告がありました、鉄鋼業は、「3円」、電気機械器具等製造業は、「4円」、各種商品小売業は、「4円」、自動車小売業は、「3円」、それぞれ引き上げとする、各専門部会長報告のとおり改正することに決定したいと思っておりますが、異議はございませんでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 ありがとうございます。「異議なし」というお声がありましたので、

4業種とも専門部会長報告のとおり、本審として決定をすることといたします。

次に、「効力発生日」についてですが、例年どおり「12月21日」とすることによろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 異議がないようですので、「効力発生日」については、令和2年12月21日「指定発効」と決定をいたします。

以上の内容で、当審議会として、青森労働局長あてに答申をすることといたします。

(各委員に対し、答申文(案)を配布)

石岡会長 ただいま事務局から答申文の案を配布していただきましたけれども、今一度ご確認をいただきたいと思います。鉄鋼業については、903円。電気機械器具等製造業にきましては、833円。各種商品小売業は、825円。自動車小売業は、864円ということでございます。

この答申の案について、何かご意見等はございますか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 よろしいですかね。それでは、この答申文をもちまして、答申をすることといたします。

②改正決定(答申)

賃金係長 それでは、答申に移らせていただきます。

本審議会の石岡会長から、請園青森労働局長に対し、答申をお願いいたします。

(石岡会長から、請園労働局長へ答申文を読み上げ、手交)

(各委員に対し、答申文を配付)

賃金係長 ありがとうございます。

以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。

続きまして、請園労働局長から、お礼の挨拶を申し上げます。

6 局長挨拶

労働局長 ただ今、確かに産業別最低賃金4業種につきまして答申をいただきました

た。

産業別の最低賃金につきましては、9月14日に諮問をさせていただきまして、各部会ごとに真摯に議論していただいたところでございます。また、特にこの産業別最低賃金と申しますのは、労使がイニシアチブをもって決定するという趣旨での最低賃金でございます。そのような中で本日、全会一致をもって、答申をいただいたということにつきましても重ねて御礼申し上げたいと思っております。

今、答申いただきました最低賃金につきましては、先ほどありましたとおり、指定日発効という形で12月21日発効を念頭に事務処理を進めていきたいと思っております。

本年度は特にコロナの関係で審議会のやり方等、色々ご迷惑をおかけしたところもございまして、議論の中身もやはりコロナに対してどういう観点から議論していただくかということにつきまして真摯にご議論いただいた結果としてわたくし共としては受け止めております。

いずれにしましても、この前、答申いただきました青森県の最低賃金、並びに今回の産業別の最低賃金につきましては、わたくし共青森労働局といたしまして、県民の方々に対する周知をいろいろな形で、いろいろな媒体を通じてやらせていただくということで考えております。是非とも、ここにいらっしゃる委員の方々におかれましても、この最低賃金の周知につきましてもご協力をぜひお願いできればと思っております。

最後でございますけれども、委員の皆様方のますますの御健勝を祈念申し上げます。御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

賃金係長 それでは、引き続きまして、石岡会長に議事進行をよろしく願いいたします。

7 その他

石岡会長 それでは、事務局から資料の説明をしていただけますか。

賃金室長 はい。それでは、資料の説明をさせていただきます。会議次第と資料目次のついた資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページでございますが、各産業別の専門部会の名簿でございます。この部会委員の皆様方に審議をしていただいたところでございます。

2ページ目につきましては、8月7日に審議をお願いいたしました、産業別最低賃金改定の「必要性有無の諮問」以降の日程を載せてございます。9月の14日に必要性ありとの答申をいただきまして、その後、各専門部会を開催し、4業種とも専門部会結審となったところでございます。

資料の3ページ、4ページは、先ほど部会報告の中で森委員の方からも

ご紹介いただきましたが、各専門部会の審議の経過一覧でございます。

各専門部会とも、当初は開きがあったのですが、最終的には労使双方の歩み寄りによりまして、全会一致で結論いただいたということでございます。改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

5 ページが今年度の全国の地域別の最低賃金の改正状況でございまして、6 ページは、部会審議に基づきました今年度の最低賃金改定の状況でございます。地域別最低賃金、産業別最低賃金を一覧にしております。

また、7 ページは、今年度分を含めました平成22年以降の引上げの状況の推移の表ということになってございます。昨年度までは、非常に高い引き上げでございましたが、今年はコロナの影響ということの評価をいただいております。

局長の挨拶にもございましたが、青森県最低賃金につきましては、今月3日にすでに発効しております。この周知につきましては、例年同様、行政機関や主要団体あるいは主要な施設等にポスターであるとか、あるいは、お手元に配布させていただきましたリーフレット、今年は女優ののんさんがモデルになっておりますけれども、こうしたものを送付させていただきます。あるいは、主要な駅にポスターを掲出させていただくということを行ったほか、本年は、車内広告ということで、青森鉄道さん、あるいは、青森市営バス、八戸市営バス、それに弘南バス、こちらの方にお問い合わせしまして、車内の広告もしております。運転席の後ろにこのような形で載っているという写真が資料の中にもございます。お金の都合で全車両というわけにはいかないのですが、もし、バス等乗る機会があれば、こちらの車内広告がついていないか運転席の後ろを見ていただければと思います。

また、今年は、NHKさんにもご協力いただきまして、NHKラジオにおきましても、周知の放送させていただいております。11時50分からNHKのラジオ第1におきまして、不定期ではありますが、年内いっぱいぐらい流していただけるということなので、これについても非常に県民の方への周知につながるのではないかとございまして。

局長も申し上げましたが、いろんな工夫をしながら皆様にご議論いただいたこの最低賃金を県民に周知していきたいというふうに考えてございます。皆様のご協力を今後ともよろしく願いいたします。

資料に戻りまして、8 ページでございまして、本日の答申を得まして、これからの発効にいたるまでの流れも付けた表でございまして。

本日の金額改正が終わりますと、答申要旨を公示いたしまして、異議の申出を受け付けるということになります。その期間が28日までということになります。異議の申出がございましたという場合につきましては、10月30日の金曜日に第7回審議会、これを設置して開催をし、審議をお願いすることになります。異議申出があった場合は、その時点で各委員の皆様にはメール等によりお知らせをさせていただきますのでよろしくお願

いしたいと思います。一方、異議申出がないという場合につきましては、この10月30日の審議会を開催しないということになりますけれども、28日までが申出期間ですので、29日の朝を目途に申出ありませんでしたという確認のメールをさせていただき予定としておりますのでご確認いただければというふうに思います。

なお、産業別最低賃金につきましては、過去に異議申出が出されたということはございませんので、付け加えさせていただきたいと思います。

次に、異議申出期間が経過した後につきましては、こちらの方で官報公示の手続きをいたしまして、予定といたしましては、11月13日に改正の公示を官報に掲載する予定ということでございます。

発効日につきましては、先ほどご審議いただきましたとおり、令和2年12月21日の指定発効ということで考えてございます。

戻りまして、資料の2ページの審議会開催日程をもう一度ご確認いただきたいと思います。一番下に、今年度最後の本審議会が3月の予定と記載させていただいております。異議申出がなく、10月30日の本審の開催がないということになりますと、次の審議会は来年3月ということになります。

3月の審議会では、翌年度の産業別最低賃金改正に関する意向表明というのが議事になるということでございます。

ここで改正の意向が表明された業種につきましては、来年の改定のための調査の対象になってくるということでございます。

3月の審議会の具体的な日程につきましては、年内終わりか、年初めぐらいに、また日程確認により、皆様のご都合を確認した上で設定したいというふうに考えております。

事務局からの説明は、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

石岡会長 ありがとうございました。ただ今の、事務局の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 特にありませんか。
それでは、他に事務局から何かございますか。

賃金室長 特にありません。本当に今年度は厳しい審議だったのですけれども、ありがとうございました

8 閉 会

石岡会長 それでは、本日の審議会は、これをもって閉会としたいと思います。
 どうも長い間ご苦労様でした。